

松本市公契約条例の基本方針

令和4年9月5日

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R02 | R03 | R04 | H24比 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +57.6% |
| 全職種 | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +57.4% |

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。12

「第3回新しい資本主義実現会議」(11月26日)における岸田総理発言(抄)

民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3パーセントを超える賃上げを期待いたします。

岸田総理の所信表明演説(12月6日)(抄)

建設業では、官と民が協働して、公共調達単価の引き上げや下請けの適正発注の徹底により、直近6年間で年平均2.7%と、全産業平均を大幅に上回る賃上げを実現しました。こうした官民協働の取組を、他業種に広げます。

世界の物価が上昇し、我が国に波及する懸念が強まる中、我が国経済を守るためにも、賃上げに向け、全力で取り組みます。



出典：官邸HP



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)より建設業男性生産労働者の年間賃金総支給額(年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額)

経済財政運営と改革の基本方針2022について（抜粋）

[令和4年6月7日閣議決定]

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

長野県の賃金実態調査結果 (長野県契約審議会資料より)

清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

【取組番号 76】

1 取組方針

【76】 適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

2 調査内容

- (1) 調査対象
予定価格 100 万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託者
- (2) 調査期間
令和 3 年 5 月分（5 月 31 日を含む 1 ヶ月間）

3 調査結果

(1) 回答数

| 業 務 | 契約数 | 回答数 |
|------|-----|-----|
| 清 掃 | 56 | 55 |
| 警 備 | 16 | 16 |
| 設備管理 | 14 | 14 |

(2) 賃金実態調査の結果

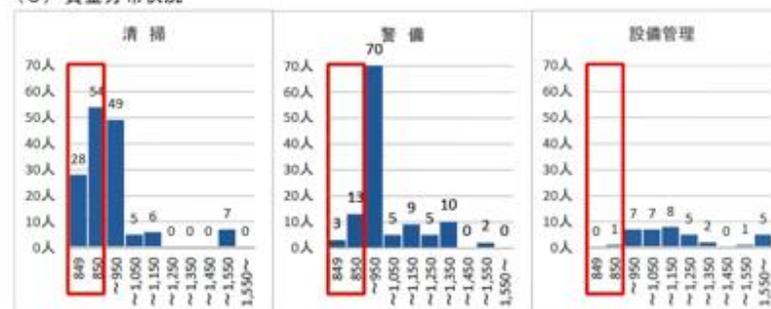
上段:R3
下段:R2

| 業 務 | 対象者数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続 年数 (年) | 就業形態 正規割合 (%) | 給与形態 時給割合 (%) | 平均労働 時間 (h/日) | 最低賃金 割合 (%) |
|------------|----------------|------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 清 掃 | 149 ↑ (145) | 60.5 ↓ (60.9) | 4.4 ↓ (4.5) | 12 ↓ (21) | 87 ↓ (89) | 5.2 (5.2) | 55 ↓ (59) |
| 警 備 | 117 ↓ (129) | 53.5 ↑ (52.0) | 10.1 ↑ (9.1) | 68 (68) | 73 ↓ (75) | 9.1 ↑ (8.3) | 14 ↓ (62) |
| 設 備 管 理 | 36 ↓ (38) | 64.3 ↑ (63.7) | 6.4 ↓ (6.5) | 19 ↓ (32) | 44 ↑ (42) | 8.1 (8.1) | 3 (3) |
| 計 | 302 ↓ (312) | 58.2 ↑ (57.6) | 6.8 ↑ (6.6) | 35 ↓ (42) | 77 (77) | 7.1 ↑ (6.8) | 33 ↓ (54) |

※最低賃金 R2. 10. 1～：849 円

※最低賃金割合：最低賃金の直近上位 10 円単位を最低賃金帯として設定

(3) 賃金分布状況



※ 849…849～850 円を最低賃金帯として設定

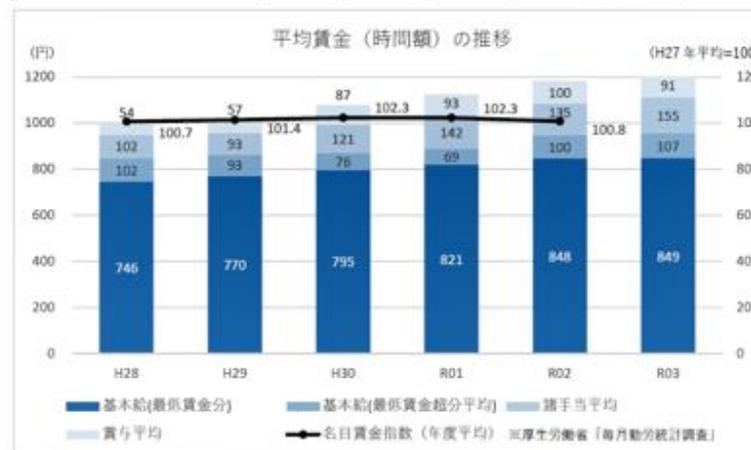
4 調査結果の推移

(1) 雇用の状況

| | H28 | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 対象人数(人) | 231 | 225 | 289 | 310 | 312 | 302 |
| 平均年齢(歳) | 58.2 | 57.7 | 57.0 | 56.1 | 57.6 | 58.2 |
| 平均勤続年数(年) | 5.1 | 5.2 | 6.2 | 5.8 | 6.6 | 6.8 |
| 正規社員の割合 | 27% | 27% | 46% | 41% | 42% | 35% |

(2) 賃金の状況

| | H28 | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最低賃金割合 | 37% | 31% | 50% | 53% | 54% | 33% |



松本市公契約条例の基本方針

1 建設系の賃金

千葉県野田市が賃金上昇に主眼を置いた公契約条例を制定した平成21年当時は、バブル崩壊後の長引く不況の影響を受け、公共工事におけるダンピング受注が横行し、建設業にかかわる労働者の賃金下落が長く続いている状況であった。こうした状況を受け、国は、平成26年、建設業における「担い手3法」を成立させ、労働環境改善の取組みを進めてきた。その結果、**「公共工事設計労務単価」は10年連続の上昇、建設業の賃金は直近6年間で年平均2.7%の上昇**と、全産業平均を大幅に上回っている。このように、建設業においては、賃金水準は大きく改善してきている現状がある。

2 サービス系の賃金

一方、サービス系の賃金は、厳しい状況にある。長野県が令和3年5月に実施した「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査」の結果では、調査対象者302人のうち、99人（33%）が最低賃金帯（849円～850円）で働き、特に、清掃業における最低賃金帯の割合は55%となっている。

3 公契約のポイント

こうしたことから、公契約を通じた労働環境の改善や、賃金の底上げをしていく対象が、かつては主役であると思われていた建設系ではなく、今はサービス系にあると考える。それが、令和の時代の公契約を語るときのポイントだ。

4 最低賃金の動向と課題

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」に、「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げを図る」と明記し、賃金全体の底上げ姿勢を明確に示している。

長野県の最低賃金も、令和3年度の28円、4年度の31円と、2年連続で過去最大の引上げ額となっている。

一方で、検討委員会では、労働関係法令が必ずしも守られていない現状、最低賃金付近で働いている人が、最低賃金引上げのタイミングで（引上げ額に応じた給料アップがされないため）、最低賃金を割り込んでしまうといった事例が報告されている。

5 市の果たすべき役割

労働者の権利、労働条件については、労働基準法や最低賃金法などの法令で規定されているものの、これまで行政、特に自治体はその遵守に向け、**積極的には関与してきていない現状**がある。労働関係法令が遵守されていない実態があるとするれば、それは当然是正されるべきであり、特に、公契約においては、市がしっかりと責任を持ち、担保できる仕組みを作っていく必要がある。

6 松本市公契約条例の基本方針

こうした現状を踏まえ、松本市としては、労働条件、特に、サービス系の労働者の権利（賃金）を守ることに主眼を置いた条例を作っていきたい。そのためには、法令遵守が確認できる具体的な仕組みづくり、法令違反がある場合はその是正につながる実効性のある仕組みづくりが必要だ。公契約における労働環境の改善は、労働者の労働意欲の向上、
しいては市民サービスの向上にもつながる。

一方で、事業者側に過度な負担を強いる内容は実現性という観点からも好ましくない。まずは、事業者側に法令遵守の意識を高めてもらうこと、労働環境の改善に向けた取り組みを進めてもらうことが重要だ。契約締結の際に、事業者の皆さんから最低賃金等の法令遵守に関するチェックシートを提出してもらう、必要に応じて市が調査を行うなど、公契約に関係する労働者の権利を守るための現実的かつ有効な方法を条例に盛り込んでいき
たい。